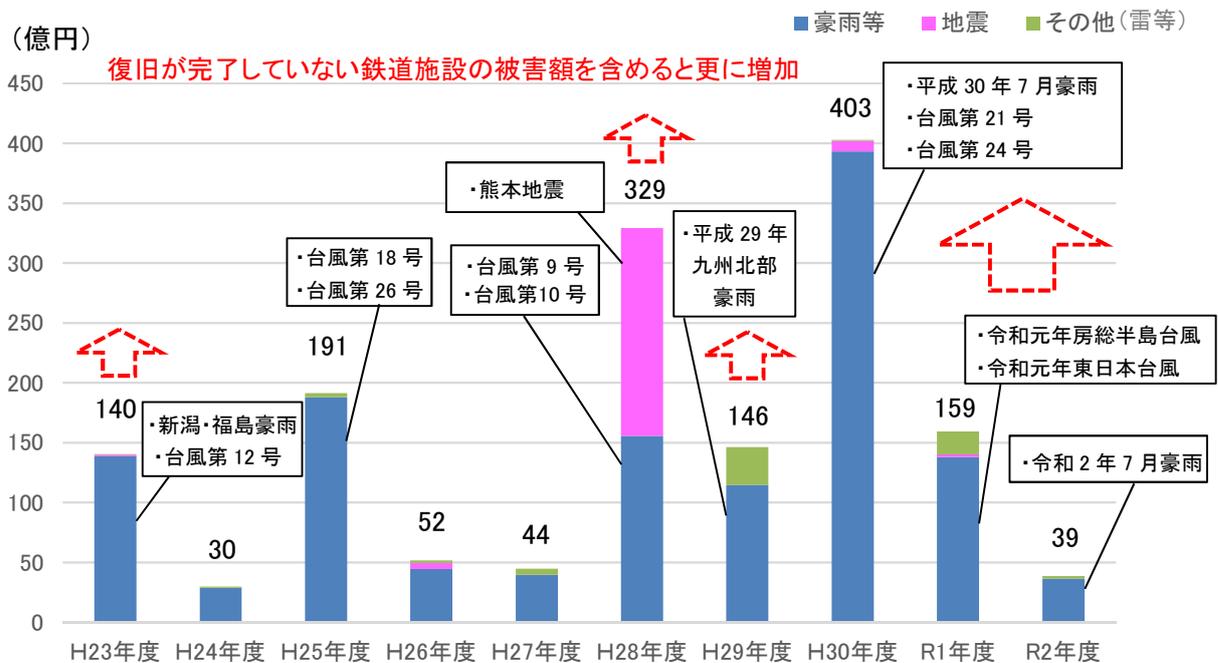


## 6 鉄道に係る災害に関する事項

### (1) 鉄道施設の災害被害額

- ・鉄道事業者は、被害額が1千万円以上の災害が発生した場合には、鉄道事故等報告規則第8条に基づき、当該災害に対する応急処置が完了した後10日以内に、国へ報告することが義務づけられています。
- ・被害額については、令和3年3月末までに、各事業者から報告のあった応急工事又は復旧工事に要した費用を集計したものであり、令和3年3月末時点で工事中のもの（JR 東日本只見線、南阿蘇鉄道高森線等は、含まれておりません）。

図22：自然災害による鉄道施設の被害額の推移（過去10年間）



(2) 鉄道施設の被災状況等

・過去3年間の主な災害における鉄道施設の被災状況等は、下表のとおりです。

表4：鉄道施設の被災状況等(平成30年度～令和2年度)

年度	災害名	被災した路線数
平成30年度	平成30年7月豪雨	18事業者 54路線 うち橋りょう被害(流失等) 2事業者 2路線
	台風第21号	8事業者 15路線
	台風第24号	12事業者 21路線
	平成30年度合計	38事業者 90路線 うち橋りょう被害(流失等) 2事業者 2路線
令和元年度	令和元年房総半島台風	9事業者 23路線
	令和元年東日本台風	14事業者 33路線 うち橋りょう被害(流失等) 4事業者 5路線
	令和元年度合計	23事業者 56路線 うち橋りょう被害(流失等) 4事業者 5路線
令和2年度	令和2年7月豪雨	13事業者 20路線 うち橋りょう被害(流失等) 2事業者 3路線

※ 被災した路線数については、国土交通省がHPに公表している被害状況等のとりまとめにおける、施設被害による運転見合わせ路線数を計上しています。